

岐阜県公報

号外 (±) 平成二十二年 四月 一日

目次

告示

不当景品類及び不当表示防止法の規定による立入検査等をする職員が携帯する身分証明書の様式

(環境生活政策課) ページ 一

公示

消費生活センターの事務を行う日及び時間の変更に関する公示

(同) ページ 二

告示

岐阜県告示第二百六十六号の二

不当景品類及び不当表示防止法の規定による立入検査等をする職員が携帯する身分証明書の様式を次のように定める。

なお、不当景品類及び不当表示防止法の規定による立入検査等をする職員が携帯する身分証明書の様式(平成十八年四月一日岐阜県告示第二百七十号の二)は、廃止する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

(表)

写真	身分証明書
氏名	年 月 日
生年月日	年 月 日
発行日	年 月 日
有効期限	年 月 日
所属	

上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第9条第2項の規定により、立入検査をする職員であることを証明する。

岐阜県知事 印

(裏)

不当景品類及び不当表示防止法抜すい
第 9 条 略

- (報告の徴収及び立入検査等)
- 2 都道府県知事は、第 7 条の規定による指示又は前条第 1 項の規定による請求を行うため必要があるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関する関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
 - 3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 4 第 1 項又は第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (罰則)
- 第 17 条 第 9 条第 2 項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50 万円以下の罰金に処する。
- 第 18 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。
- 1 第 15 条第 1 項 3 億円以下の罰金刑
 - 2 第 16 条又は前条 各本条の罰金刑
 - 2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。
 - 1 第 15 条第 1 項 3 億円以下の罰金刑
 - 2 第 16 条又は前条 各本条の罰金刑
 - 3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)の規定を準用する。

公 報

消費生活センターの事務を行う日及び時間を同表の下欄のとおり変更したので公示する。

次の表の上欄に掲げる消費生活センターの事務を行う日及び時間を同表の下欄のとおり変更したので公示する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県東濃振興局振興課

<p>岐阜県東濃振興局振興課</p>	<p>一 月曜日から金曜日まで(祝日、年末年始及び岐阜県民ふれあい会館の休館日を除く。) の午前八時三十分から午後五時まで</p> <p>二 土曜日(祝日、年末年始及び岐阜県民ふれあい会館の休館日を除く。) の午前九時から午後五時まで</p>
<p>岐阜県東濃振興局振興課</p>	<p>一 月曜日、水曜日及び木曜日(祝日及び年末年始を除く。) の午前八時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>二 金曜日(祝日及び年末年始を除く。) の午前八時三十分から午後三時三十分まで</p>

備考 「祝日」とは国民の祝日に係る法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日並びに「年末年始」とは十一月二十九日から翌年の一月三日までの日を含む。

平成二十二年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜県東濃振興局
岐阜県東濃振興局

編集

各務原市テクノプラザ
一 一
P・A・R・L・T・E・C・H・N・O・C・E・N・T・E・R